

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年9月1日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1808号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（規則第6-1485号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
所在地	公署及び学校等	区 域	所在地	公署及び学校等	区 域
(略)			(略)		
胎内市	(略) 新発田警察署胎 内駐在所 (略)	北蒲原郡黒川村	胎内市	(略) 胎内警察署胎内 駐在所 (略)	北蒲原郡黒川村
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、平成29年9月1日から施行する。